

教員の不祥事と処分の相当性（3・完）

星野 豊

- 1 序 --- 本稿の課題
- 2 裁判例の検討
 - (1) 飲酒運転（以上、63号）
 - (2) 性的問題行為（以上、65号）
 - (3) その他の犯罪行為（以下、本号）
- 3 不祥事に対する処分の相当性
 - (1) 処分の裁量と規定の文言
 - (2) 処分の手続と処分の相当性
 - (3) 処分の妥当性の判断基準

（3） その他の犯罪行為

前項までで検討してきた飲酒運転や性的問題行為については、不祥事を起こした教員に対して、懲戒免職とすべきか否かについてはやや判断が紛れる余地があるものの、何らかの処分を行うべきこと自体については、特に異論が生じないことが明らかであった。これに対して、教員の犯罪行為一般に検討の対象を広げてみると、当該教員がかかる不祥事を起こすに到った背景や、起こした不祥事と処分により教員が受ける不利益との関係が、いわゆる「総合的に」考慮される結果、犯罪行為であることの一事を以て厳格な処分を下すことが、必ずしも肯定されるわけではないことが窺える。

例えば、大阪地判平成24年1月16日平成22年（行ウ）213号では、精神的な不調により休職していた教員が、復職直後にスーパーマーケットで食材等を万引きしたことに対して、犯罪行為の性質と比較して懲戒免職により退職金を失う等教員が受

ける打撃が大きすぎる等の理由により、懲戒免職処分が取消されている²²。この事案では、窃盗に対する処分として懲戒免職処分が規定されていたため、処分権者の裁量の行使に一般的な濫用があったとは言えない事案であったわけであるが、教員の家族が休職中の行動と周囲の注意の対象、その後の本人に対する処遇と監督体制とについて明確に証言をした²³ことが、裁判所の判断に事実上影響を与えた可能性が高いものと考えられる。

また、大阪地判平成22年5月14日平成20年（ワ）6033号は、私立高校の書道部顧問教諭が、部活動の一環として外部の施設を利用する際、特別料金を不要とする優遇措置を受けていたにもかかわらず、活動費用を補助する学校のPTAに対して特別料金を含めた費用請求をし、PTA会費の詐取に当たるとして懲戒解雇となったため、解雇の妥当性を争って提訴した事案であるが、裁判所は、本件行為は懲戒処分に該当する不適切な行為であると認定しつつ、活動が当該施設で現に行われ、積極的な詐取の意図があったとは認め難く、教員自身が利益を得ていたこともなく、本件が問題となるまでは学校における経理監査体制が必ずしも確立されておらず、処分に当たって参考とされた事案との比較においても悪質性が高くない、との理由を挙げて、懲戒解雇は懲戒権の濫用であると判示した²⁴。

他方、東京地判平成23年10月31日平成22年（行ウ）738号では、音楽を専門とす

22 この事件については、控訴審で和解が成立し、懲戒免職処分が取消されたうえで、退職金が支払われたようである。大阪高裁平成24年（行コ）17号。

23 同事件の訴訟記録における家族の証言によると、当該教員は、休職中において、発作的に自殺しようとしたり、面識のない通行人に危害を加えようとしたことがあり、家族としては自殺と傷害について注意を払っていたが、万引きを行うような兆候はなかったとのことであり、さらに、家族としては無理に復職せずにそのまま退職することを勧めていたこと、及び、退職後の行動については責任を持って監督する意思があるとのことであった。

24 本件については、控訴審において、学校が教員に対する懲戒解雇を撤回し、年度末まで約4カ月間の停職処分とすること、教員は過剰請求分の金員をPTAに返還すること、PTA関係者が教員に対して行っていた刑事告訴を取り下げるよう学校は口添えすること、停職期間終了後においては、双方共に相手方に対する非難等を行わないこと等を内容とする和解が成立した。大阪高裁平成22年（ネ）1873号。なお、この事件では、教員側の主張によると、個々の教員がそれぞれ所属している組合相互の対立から教員間でも対立が生じており、過剰請求についても以前から行われてきたものが、かかる請求にかつて関与したこともある元顧問教諭により告発され、かつ、当該元顧問については何の処分も行われていない、とのことである。もっとも、これは一方当事者の主張であり、どこまで議論の前提とできるかは何とも言えないところであるが、同事件に関して関係者が双方の立場からそれぞれ陳述書等を提出して、相手方を人格的に非難していること、及び、教員復職後においては双方共に相手方に対する非難を行わないことが和解条項中に含まれていることから推測すると、かなり複雑な背景が存在していた可能性が高いように思われる。

る教員が、複数回にわたり入場券を不正に利用して音楽鑑賞をしていたことから警察に逮捕され、信用失墜行為を理由に懲戒免職処分を受けたことに対し、約4カ月の間に複数回の不正入場をし、被害届こそ出ていないが詐欺に該当すること、かかる犯罪は公演料金の支払を免れるという私利私欲的性質を否定できないこと、逮捕時に自供した複数回の不正入場についてその後供述を翻して否認し、かつ不合理的な弁解を繰り返していることからして、真摯な反省の態度を示しているとは言えない、と判示して、処分権者に裁量権の濫用はないと結論づけている²⁵。この事件は、犯罪としては上記の大阪地判と同様詐欺の事案であるが、教員個人が利益を得ていることに加え、逮捕時の警察における供述を翻したことが、裁判所の心証に影響を与えた可能性があるように思われる。

また、東京地判平成26年2月26日平成24年（行ウ）827号は、教員が校長に対してパイプ椅子を打ち降ろすなどの暴行をふるい、全治2カ月の傷害を負わせたことを理由として懲戒免職処分が下された事案に対し、犯罪行為の重大性と、校長側に教員の主張するような落ち度が認められないことからすれば、懲戒免職処分は有効であると判示している²⁶。この事件では、教員側の精神状態に若干不安定な部分があったようであり、当該教員と他の教員との間で職務遂行上の人的関係にやや問題が生じていたとの主張もなされているが、かかる主張に基づく事実関係を仮に前提としたとしても、パイプ椅子を打ち降ろして重傷を負わせる行為に正当性が認められないことは明らかであるから、懲戒免職処分が有効であるとされた判断自体は、支持されるべきである。もっとも、同種事案の再発を未然に防止するためには、かかる精神的な不安定要因を教員が抱えている点に対して、何らかの対処を検討しておくことが、別途必要であるように思われる。

なお、教育者であると同時に研究者を兼ねていることが一般である大学教員に特有の不祥事として、論文の剽窃を理由とする懲戒処分の事案がある。東京地判平成24年4月17日平成22年（ワ）44742号は、私立大学の教授職にあった者が、複数の書籍における重要部分を他の著作から剽窃していたことが判明したとして、懲戒解

25 同事件については、東京高判平成24年5月31日平成23年（行コ）373号で教員からの控訴が棄却され、教員からの上告及び上告受理申立についても、最決平成24年11月27日平成24年（行ツ）318号・平成24年（行ヒ）365号により、上告棄却・上告不受理決定が下され、懲戒免職処分の有効性が確定している。

26 同事件については、東京高判平成26年7月23日平成26年（行コ）107号により控訴が棄却され、最決平成26年12月9日平成26年（行ヒ）443号によって上告不受理決定が下され、懲戒免職処分の有効性が確定している。

雇された事案に対し、類似すると指摘されている部分の記述内容や、類似している部分の分量からして、剽窃は故意に行われたものと考えざるを得ないこと、剽窃対象となった著作の原著者からの有怨が得られているとは言えないこと、及び、かかる剽窃行為はコンプライアンスの観点から学部全体の信用を失墜させるものであることからして、懲戒解雇は有効であると判示している²⁷。

以上のとおり、教員の不祥事に対する処分の妥当性については、犯罪行為それ自体としての軽重に加えて、社会全体からの教員に対する信頼をどの程度失墜させたかが検討の対象となり、さらに、当該教員のいわゆる「人」としての悪性が多様な観点から考慮されたとうえで、判断されていることが窺えるが、これを「総合考慮」として肯定的に評価すべきであるか、あるいは、既存の人間関係を基盤とする人的評価が入り込むことを重視し、判断の客観性が不安定となると否定的に評価すべきであるかは、理論上も実務上も問題となるところである。

しかしながら、教員の本来の職務が、人格発達途上にある子どもの教育を担うものであり、その教授する知識のみならず、人格的にも子どもの範となるべきことが社会全体から期待されていることは、基本的な前提として差し支えない。従って、教員の不祥事ないし犯罪行為に対しては、一般的な不祥事ないし犯罪行為と比べて、より重大な非難可能性があるとの議論にも相当の合理性があり、かつ、当該教員から教育を受けていた子ども及びその保護者にとって、その後の教育における教員に対する信頼関係の形成と維持とに大きな不安を持たざるを得なくなることも明らかである。以上のことからすると、教員の不祥事に対する処分の妥当性の判断に際して、当該行為に対する社会全体からの信頼失墜の程度を検討したり、教員の「人」としての評価を考慮の対象としたりすることは、原則として肯定されてよいものと思われる²⁸。

27 同事件については、東京高判平成24年10月31日平成24年（ネ）3583号により教員の控訴が棄却され、教員側が上告及び上告受理申立を行わなかったため、懲戒解雇の有効性が確定している。

28 もっとも、このように教員の「人」としての評価を考慮の対象とすることを肯定してしまうと、事件の背景に存在する学校内外の人間関係が、不祥事に対する処分の妥当性の判断に大なり小なり影響してくることは避けられなくなる。しかしながら、もともと教員の不祥事に対する処分それ自体が、処分権者による広範な裁量に委ねられている以上、かかる処分が下される考慮要素の中に、当該教員の「人」としての評価が全く入り込んでいないと前提することは、現実的感覚として不自然というほかない。また、処分の妥当性に関する判断が硬直的に過ぎ、具体的な事案における個別の事情を一切考慮できないものとする

3 不祥事に対する処分の相当性

本項では、これまで見てきた諸判例に対する分析を基に、教員の不祥事に対する処分の相当性について、専ら理論的観点から検討を加える。

（1） 処分の裁量と規定の文言

特に飲酒運転の事案で見られたとおり、処分の裁量が濫用であるか否かの重要な判断基準の1つは、当該処分を科すべきことが明文の規定として存在するか否かであった。これは、教員に対する処分に限らず、一般論として処分による不利益を与えられる際、処分の対象となる行為と処分の内容とを予め告知することによって、一方では処分権者の裁量が合法であることの根拠となり、他方では処分される者にとって処分の可能性が具体的に予測できることにより、場合によって不祥事が行われることの抑制につながることを期待できることに基づくものといえることができる。もっとも、これも既に見てきたとおり、飲酒運転以外の不祥事においては、規定上懲戒免職処分が科されうる不祥事であっても、諸般の事情が考慮されることにより、処分権者の裁量が濫用に当たると評価される事案も少なからず存在しており、当該処分が科されうる旨の規定が存在することは、処分の有効性にとって必要条件ではあるが十分条件ではないものとなっている。

そもそも、現実には発生する事案は千差万別であるうえ、一律に厳格な処分を行うべき規則の下では、厳罰を避けるために事件自体を認知しないという、より重大な非違行為を誘発させかねない面がある。従って、通常の規則においては、処分の対象となる不祥事に係る事実が同一の場合であっても、具体的な処分を下す際には、諸般の事情を総合的に考慮することができるよう、科しうる処分の内容については一定の幅を保たせているものであり、この規定の範囲で処分権者が具体的にどのような処分を下すこととなるかも、処分権者の行使する裁量の一種となっている。従って、処分権者が規定された範囲内で完全に自由に処分を決定できるわけではなく、同種の事案との均衡や、当該処分を受ける者に対する従前の評価、さらには、当該処分を下すことによる組織全体に及ぼす影響をも「総合考慮」して、具体的な

ると、事件自体が存在しなかったものとするより重大な裁量権濫用が、かえって誘発される危険も否定できない。従って、多少の不安定要因があることは十分自覚したうえで、教員の「人」としての評価を処分の妥当性の判断に際して考慮の対象とすることは、現実的に妥当な解決を導くためにも、必要有益であると考えられる。

処分を決定すべきこととなり、この点に係る裁量が濫用に当たるか否かが、裁判所による判断の対象となるわけである。

（２） 処分の手続と処分の相当性

教員の不祥事に対する処分の相当性が争われる事案において、処分自体の相当性と共に必ず争われる点は、当該処分を下した際の手続の適正さについてである。具体的には、事実関係の調査に際して被処分者の主張を聴取したか否か、処分の可能性と意見陳述の機会について被処分者に告知したか否か、処分を決定する手続において被処分者の主張ないし意見を聴取したか否か等、およそ全ての局面において手続の適正さは争われうるものであり、結論としての処分それ自体が適正妥当なものであったか否かに関係なく、手続上の適正さが確保されていない処分に対しては、裁判所から裁量権の濫用に当たるとの判断を受ける可能性が、極めて高くなると考えて差し支えない。

理論的な観点からすれば、事実関係の確定にせよ、処分の相当性にせよ、実体としての正義衡平の判断は、手続上の適正さとは必ずしも一致しておらず、むしろ、手続上の適正さの要求は、実体としての正義ないし真実から僅かながら遠ざかる局面すらないではない²⁹。また、手続上の適正さを求める理論的観点とは要するに、客観的真実は通常的手法によっては発見できないものであり、手続上の適正さが確保されたことを以て、客観的真実と合致しているか否かにかかわらず、処分対象となる事実を確定する権限が判断権者に与えられる、との一種の約定にはかならないわけであるから、客観的真実との合致を最重視する立場からすれば、手続上の適正さは、ある意味での「不正の温床」として批判の対象となることがありうる³⁰。

もっとも、手続上の適正さは、多くの場合、処分権者の裁量が合法であることを

29 具体例として、被処分者が特に争わなかった事実や、被処分者が任意に供述した事実に基づいて処分を決定することは、手続上の適正さは確保されているが、かかる事実が客観的な真実に合致している保障はないわけであり、処分を一定範囲で留めることと引き換えに処分対象となる事実関係を認めるという状況は、容易に想像することが可能である。

30 実際、手続上の適正さの具体的な内容には、当該手続及びそこにおける判断基準の原則が公開されていることが含まれているから、技術や知識、証拠方法等を駆使して、「手続上」処分対象となることを免れることは、理論的のみならず実務的にも可能であることとなる。これに対して、「不祥事の疑い」が生じたこと自体を以て別途処分対象とすることが果たして妥当であるか否かは、再び手続上の適正さではなく実体としての正義衡平の問題となり、問題の構造がかなり複雑となっている。

側面から補強するものとなる筈であり³¹、被処分者の主張や意見を十分聴取検討することは、全ての処分において必要不可欠な前提であると評価することができる。また、処分の正当性ないし妥当性を基礎づけるための証拠を処分権者の責任において確保すべきことも、処分が被処分者にとって不利益を負わせるものであることからして当然であり、証拠が不十分であることにより処分が下せないことの問題を、被処分者に対する非難材料として用いることは、被処分者にとって酷に過ぎるものと言わざるを得ない³²。

（3） 処分の妥当性の判断基準

これまでの議論から、教員の不祥事に対する処分の相当性の判断基準には、単に事実関係や犯罪としての法律の規定以外に、実に多様な要素が含まれていることが明らかになったものと思われる。そして、この諸要素の中には、明文としての規定の存在や、手続上の適正さの要求という法律学的なもののほか、当該教員に係る「人」としての評価等、やや法律学とは次元の異なる要素までが含まれており、これらが「総合考慮」されて、個別の事案に対する判断が形成されているものということができる。

理論的観点からすれば、処分自体がかかる諸要素を総合して下されるものである以上、その妥当性に対する評価についても、同様の諸要素を総合考慮することが必要不可欠であるということもできるし、逆に、処分の妥当性を評価する場合において、処分が下された際に考慮された諸要素の全てが考慮されるものとすれば、それは同様の処分が重複して複数回行われているに過ぎず、当初の処分の存在意義が失われるおそれがあるとの批判も、生じかねないところである。特に、処分権者の多くが、必ずしも裁判所と同様の法律の専門家というわけではない事実を強調するならば、特に手続上の適正さについて、裁判所と同様の厳格さを要求することは、手

31 実際、手続が適正であったこと自体が、処分の合法性の直接的な基礎となる以上、前述した被処分者に対する「人」としての評価に係る妥当性に関する疑いも、相当程度減少することが期待できるものと考えられる。

32 現実の局面では、教員の不祥事が発覚した直後を中心に、報道機関が当該教員のその後の処遇を含めて極めて明快な意見を報道することはしばしば行われることから、処分権者にとっては、かかる報道の存在自体が社会全体からの信頼関係の失墜の一種と認知せざるを得ないわけであるが、処分の妥当性が後に裁判で争われうるか否かにかかわらず、処分の妥当性を側面から基礎づけるための法的手段の一環として、手続の適正さを厳守すべきことは、全ての処分権者が肝に銘ずべきものと言うことができよう。

続の迅速な進行を妨げる原因となりかねない。

結局、この点については、組織内で行われる処分が、果たして「法律的観点を含めた社会正義」の一環として行われているのか、あるいは、「当該組織における平穏円滑な業務の遂行」の達成手段として行われているのか、いずれかによって評価が異なるものとならざるを得ないであろう³³。要するに、本稿で考察の対象としてきた教員の不祥事に対する処分の相当性の判断において、法律的観点以外の多種多様な観点や基準が入り込むことが、全体として、良く言えば「総合的かつ柔軟」、悪く言えば「曖昧かつ不安定」な結論と評価を導くことを、どのように考えていくべきであるかは、今後のさらなる課題として検討を続けていく必要があるものと言わざるを得ない。

（終）

（人文社会系准教授）

33 一般論として、公的機関であればともかく、私人により構成される組織においては、当該組織の結成の目的と合致している限り、法律上公的機関に要請されるある種の判断基準に従わないことが認められるわけであるから、組織内部の処分においても、当該組織の目的との関係で一貫性が保たれている限り、裁判所において依拠されるべき判断基準とは異なる結果となることも、十分予測されるところである。但し、学校に関しては、当該学校内における教育内容が、単に学校組織の目的達成のためだけでなく、子どもを社会人として成長させるための機能と役割とを担っているとの社会的側面を同時に持つことが否定できないため、事実上国公立を問わず、裁判所による公的判断基準と同様の判断基準を、処分に際して依拠せざるを得なくなっている側面があるように思われる。